

# GIGA スクール構想と令和の日本型学校教育 の実現に向けた周南市の取組

ICT 教育推進による児童生徒の学びの保障と充実

## GIGA スクール構想とは

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。**

## 令和の日本型学校教育とは

ICTの活用により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、全ての子供たちの可能性を引き出す教育。

### 学習者用端末



周南市では、H28 年度から windows 版タブレットを 1283 台、R2 年度に iPad を 9934 台導入しました。

小1 → windows 版タブレット

(一部 iPad)

小2～中3 → iPad

これまでの  
教育実践  
の蓄積



ICT



学習活動の一層の  
充実  
主体的・対話的で  
深い学びの視点から  
の授業改善

## 導入後の授業イメージ



大型ディスプレイ

無線  
LAN

学習者用端末

電源キャビネット

### 一斉学習

教師は授業中でも一人一人の反応を把握でき、子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能になります。

### 個別学習

児童生徒が同時に別々の内容を学習でき、個々人の学習履歴を記録することで、一人一人の学習状況に応じた個別学習が可能になります。

### 協働学習

一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有し、児童生徒同士で双方向の意見交換が可能になり、多様な意見にも即時に触れられます。

## GIGA スクール構想の実現に向けた環境整備

Society5.0 時代を生きる子供たちにとって、鉛筆やノートと並ぶ学習のマストアイテムとなるよう、周南市では、1人1台の学習者用端末の導入に合わせて、高速大容量通信ネットワークや大型ディスプレイ等を一体的に整備しました。

### 校内 LAN 整備

各教室等で、児童生徒がタブレット端末を無線でインターネットと接続して活用できるように、アクセスポイントを設置しています。



### 電源キャビネット＋大型ディスプレイ

各教室等に、児童生徒のタブレット端末を充電し保管できるキャビネットを設置しています。電源キャビネットはディスプレイスタンド一体型で、65 インチの大型ディスプレイが取り付けられています。



## 家庭学習の充実のために・・・



現在、周南市の学校では、学習者用端末を授業の中で使用されるだけでなく、児童生徒が家庭に持ち帰り、家庭学習にも活用しています。家庭で学習者用端末等を使って、小・中学校各学年、各教科のドリル学習を通して、個別最適化された学習に取り組むことができます。即時正誤判定や間違えた問題だけの解き直し、前学年の既習事項の学び直しなど、児童生徒が自分に合った学習に取り組めるほか、教師が個々人の学習履歴を把握し、個別指導に生かすことも可能になります。

## モバイル Wi-Fi ルータの貸付

周南市では、児童生徒の学びの保障と家庭学習の充実のために、各家庭に Wi-Fi 環境の整備をお願いしています。今後、整備を予定している家庭に対して、教育委員会からモバイル Wi-Fi ルータを貸し出すことができます。ただし、通信料はご家庭で契約していただきます。ご希望の方は、学校から配布される物品借用願をご提出ください。



## タブレット活用の約束

各小中学校では、児童生徒に「タブレット活用の約束」というタブレット端末使用上の留意事項を記した文書を配布し、指導しています。また、家庭への持ち帰りについても、次の文書を配布しています。ご家庭でもご確認の上、指導に協力してくださいようお願いします。



### アイパッドを持ち帰るときの約束（学校があるとき）

- 1 学習以外に使いません。
- 2 学校と家以外で使いません。
- 3 登下校中は、カバンから出しません。
- 4 家では、時間を決めて使います。
- 5 使わないときは、カバーを閉じておきます。
- 6 落ちそうなところには置きません。
- 7 熱いものの近くや、水などで濡れそうなところに置きません。
- 8 地面や床、重いものの下に置きません。
- 9 画面は、指やタッチペンで触って操作します。
- 10 アイパッドを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- 11 次の日には、必ず、学校に持って来ます。

### 夏休みの使い方

- 1 朝 8 時から夜 9 時までの間で、家の人と話し合っ、使う時間を決めます。
- 2 学校で指導された使い方以外はしません。（インターネットを使う場合は特に注意します。）
- 3 使用した後は、家で充電します。
- 4 アイパッドから目を 30cm 以上離して見ます。
- 5 30 分に 1 回は、画面から目を離し、目を休めます。
- 6 部屋を明るくして使います。
- 7 夜、寝る 1 時間前からは、アイパッドを使いません。
- 8 写真などを撮るときは、必ず画面に写る人の許可をとります。
- 9 自分や他の人の名前、住所、電話番号などの個人情報を書き込みません。
- 10 誰かが見て、いやな思いになるようなことは書き込みません。
- 11 アイパッドが壊れたり、なくなったりした場合や使っていて困ったことがあった場合には、すぐに家の人と学校に知らせます。

## 安全な使用についてのお願い

本市では、タブレット端末にフィルタリングソフトを導入し、インターネットの閲覧に制限をかけています。安全な使用のため、家庭でも次のことをお願いします。

- ①家庭で利用していて、もしも怪しいサイトに入ってしまったら、すぐに電源を切り、親に知らせること。また、登校後に教員にも知らせること。
- ②タブレットに、音声や、画像、動画、ソフトウェア、アプリなどを教員の許可なくダウンロード、アップロードしないこと。（アプリ等は自由にインストールできないよう設定しています。）
- ③タブレットを使って、メール登録や、友達と通信しないこと。
- ④ツイッターや facebook、LINE、インスタグラムなどの SNS に登録しないこと。
- ⑤課金を伴うサービスを利用しないこと。
- ⑥相手)を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネット上に絶対に書き込まないこと。



### 個人情報保護のお願い

- ・タブレットを他人に貸したり、使わせたりしないこと。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、顔写真など）はインターネット上に絶対に上げないこと。
- ・自分の ID やパスワードを家族以外に教えないこと。

### 個人情報の取扱い

本市では、児童生徒が使用するタブレット端末が不具合を起こし、正常に動かなくなった場合に限り、改修のため原因を究明する目的で、必要なアクセスログ(履歴)を確認します。学校では、タブレット端末に導入している「ミライシード」の児童生徒の学習ログを確認して、授業改善等に生かすようにしています。

## 臨時休業のときには・・・



臨時休業になったときには、児童生徒が家庭に持ち帰った学習者用端末を使って、学校から配信される遠隔授業を受けることで、児童生徒の学びを保障します。

## 貸付に関する留意事項

周南市立小学校入学から、周南市立中学校卒業まで端末を貸与します。同一学校内では、端末を持ち上がりで使用します。

学習者用端末の貸付に当たり、「周南市学習者用端末等貸付物品借用証」に添付している貸付条件を確認してください。児童生徒には、「タブレット活用の約束について」を配布し指導します。

### 紛失又は損傷について

学習用端末が、故意又は重大な過失により紛失又は損傷した場合、利用者又は行為者の保護者に原状復旧のための費用をご負担いただきます。

### 故意又は重大な過失の例

- ・ 学習者用端末を投げて落として破損した。
- ・ 学習者用端末のカバーを学校の指示なく外して使用し、落として破損した。
- ・ 学習者用端末(防水仕様でない)を外で使用し、そのまま置き忘れ、雨が降って水濡れしてしまい、使用できなくなった。

